

自治体による食品の自主回収報告制度の整理

資料4

2013/8/22
消費者委員会事務局

	群馬県	東京都	愛知県	青森県
自主回収報告を義務化している自治体	(食品等回収情報提供システム)	●	●	
制度の趣旨	「食品事業者による情報提供の支援」及び「県民が回収情報を収集しやすい環境の整備」により、早期回収の促進と健康被害の未然防止を図ります。 さらに、積極的な情報提供を行うことで、消費者の食品製造事業者等に対する信頼感が高まり、食品に対する安心が得られる効果も期待できます。	食品による健康への悪影響を未然に防止するためには、行政による監視指導だけでなく、事業者が自主的に違反食品等の排除に取り組むとともに、都が自主回収情報を都民の皆さんに広く周知することにより、回収が促進される仕組みが必要です。このため、未然防止の観点から都民の皆さんへの周知が必要な情報を都が可能な限り把握し、その内容を正確かつ迅速に提供するシステムとして本制度を創設しました。	食品等による食品衛生上の危害の発生又は拡大を防止するためには、営業者が自主的かつ速やかに違反食品等を市場から排除することは営業者の責務として必要なことですが、報告していただくことにより、行政が営業者による自主回収の情報を迅速、かつ、的確に把握し、自主回収に関する適切な指導等を行い、営業者と行政とが一体となり、回収を早急に実施する仕組みを導入したものです。	(青森県食品衛生法施行条例)
対象となる食品等の範囲	・すべての飲食物(医薬品・医薬部外品を除く) ・食品添加物 ・器具(例:食器、箸等) ・食品の容器包装(例:ビン、缶等)	・食品(すべての飲食物(薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除く)) ・食品添加物(食衛法第4条2項の規定) ・器具(食衛法第4条4項の規定) ・食品の容器包装(食衛法第4条5項の規定) ※「乳児用おもちゃ」は「食品等」には含まれません。	・食品(法第4条第1項の規定)(すべての飲食物(薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品は含まれない)) ・添加物(法第4条第2項の規定) ・器具(法第4条第4項の規定) ・食品の容器包装(法第4条5項の規定) ・おもちゃ(法第62条1項の規定)	・食品 ・添加物 ・器具 ・容器包装
特定事業者(誰に報告を求めるか)	・県内の食品関係事業者(食品等の製造、輸入、加工又は販売を業とする法人その他の団体または個人) ※農業者、農業協同組合等についても、食品等の販売等を反復継続して(業として)行っている場合は該当。	・食品等の製造者、輸入者及び加工者 ・製造者固有記号に係る販売者 ・商品に自社(自店)名を冠する販売者 ・農林水産物の生産者及び生産者団体のいずれかに当てはまるもので、都内に「事業所、事務所、その他事業に係る施設あるいは場所」を有する事業者	・営業者(営業を営む人又は法人) ※営業とは、業として、食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること又は器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することをいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取業は、これを含まない。 かつ、食品等を製造又は加工した施設若しくは輸入届出を行った事務所を愛知県内に設置している者	・営業者(営業を営む人又は法人) ※営業とは、業として、食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること又は器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することをいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取業は、これを含まない。
報告が義務づけられる回収事由	・食品衛生法に違反もしくはそのおそれがあり、その内容が健康に悪影響を及ぼすおそれがある食品等を自主回収する場合。 (表示基準違反は以下①～③以外は対象外。 ①アレルギー原因物質(特定原材料)やアスパルテーム(L-フェニルアラニン化合物)の表示が欠落した食品等を自主回収する場合 ②賞味期限又は消費期限を本来の設定より長く表示してしまった食品等を自主回収する場合及び期限表示の欠落や印字不良により食品等を自主回収する場合 ③保存基準の定められている食品等の保存方法の表示を本来の設定より高い温度で表示してしまった食品等を自主回収する場合) ・その他、健康への悪影響を未然に防止する観点から自主回収を行う場合	・食品衛生法に違反する食品等の自主回収 ・健康への悪影響を未然に防止する観点から報告が必要と認められる食品等の自主回収 (例外) ・都の区域内に流通していないことが明らかな場合 ・都民に販売されていないことが明らかな場合	・食品衛生法に違反する食品等の自主回収 ・食品衛生上の健康被害を未然に防止する観点から報告が必要と認められる食品等の自主回収	・食品衛生上の問題が発生した場合 ①食中毒等の食品を原因とする健康危害の発生 ②異物の混入 ③腐敗や変敗 ④食品衛生法に基づく食品、添加物の規格基準等への不適合 ⑤不適正な表示(添加物、消費・賞味期限等の誤表示、アレルギー物質の表示欠落等) ⑥①～③を起こすおそれがある場合
公表場所	群馬県食品安全情報センターのホームページ モバイル版「ぐんまの食品安全情報」	東京都食品監視課のホームページ「食品衛生の窓」	愛知県のホームページ	青森県のホームページ
公表内容	ア 回収製品名 イ 包装形態、ロット、期限表示、製造者等 ウ 事業者名等 エ 回収開始年月日 オ 回収理由 カ 想定される健康面への影響 キ 問合せ先 ク 回収方法 ケ 情報掲載年月日 コ 管轄自治体名	ア 着手報告受理年月日 イ 食品名等(商品名、原産国、期限表示、ロット等) ウ 自主回収の理由 エ 想定される健康面への影響 オ 特定事業者名及びその所在地 カ 回収方法及び問合せ先 キ 備考(回収理由や健康影響に関する解説等)	ア 回収された食品等の商品名(名称) イ 回収する食品等を特定する情報(形態、容量、消費期限、賞味期限、製造番号、表示事項等) ウ 回収に着手した年月日 エ 製造等が行われた事業所の名称及び所在地 オ 報告事由 カ 回収方法及び問い合わせ先 キ 想定される食品衛生上の危害 コ 担当所属部署および氏名	ア 回収対象商品 イ 回収理由 ウ 販売場所 エ 自主回収届出年月日 オ 問い合わせ先
掲載期間	原則として、回収開始日から3か月間。 ただし、 ①賞味期限から1か月経過したもの ②消費期限から1週間を経過したもの ③食品等の回収終了が確認されたものについては、削除する。	・自主回収着手報告書を保健所等が受理した翌日から、自主回収終了報告書を保健所等が受理した日から起算して2週間経過後まで公表。	・自主回収着手報告書を受理した翌々日までに公表。 ・公表日を含め原則2週間。ただし、回収期間を2週間以上設定している場合は、延長して掲載。	・県内の地域県民局地域健康福祉部保健総室(保健所)に食品関係事業者から報告のあった情報のうち、公表対象となったもの、又は、掲載について同意を得た情報について掲載。 ・自主回収終了の報告を受理後削除。
回収終了報告書の記載項目	1 自主回収対象製品の商品名(名称) 2 回収終了年月日 3 回収された食品等の数量 4 再発防止のために講じた措置等 5 回収された食品等の保管場所、処分等の方法及び処分を行う予定時期 6 担当者所属部署及び担当者名	1 回収された食品等の商品名 2 回収終了年月日 3 回収された食品等の数量 4 回収に至った原因 5 再発防止のために講じた措置 6 回収された食品等の保管場所及び処分の方法 7 処分等を行う予定時期 8 担当者名、担当部署及び連絡先	1 回収された食品等の商品名 2 回収終了年月日 3 回収された食品等の数量 4 回収に至った原因 5 再発防止のために講じた措置 6 回収された食品等の保管場所及び廃棄等の方法 7 廃棄等を行う予定時期 8 担当所属部署及び氏名	
回収終了後の措置	保健所等が廃棄処分に立ち会う等して、措置の確認を行う。	保健所等が廃棄処分に立ち会う等して、措置の確認を行う。	保健所等が立ち会う等して、措置の確認を行う。	
出典	http://www.pref.gunma.jp/05/d6210119.html	http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/iisyukaisyuu/index.html	http://www.pref.aichi.jp/0000052605.html http://www.pref.aichi.jp/cmsfiles/contents/0000052/52605/setumeisiryou.pdf	http://www.pref.aomori.jp/life/shoku/iisyukaisyu-hoken.html

	岩手県	宮城県	山形県	茨城県
自主回収報告を義務化している自治体	●	●	●	●
制度の趣旨	特定事業者が健康への悪影響の未然防止や拡大防止の観点から行う自主回収について、その着手時及び終了時の知事への報告を義務化し、その内容を県民に提供することで、県民の健康被害の未然防止及び拡大を図り、県内に流通する食品等の安全性を高めるとともに、食品等と食品関連事業者に対する県民の信頼感がより高まることを目指すものです。		(食品衛生法施行条例)	事業者が食品等の自主回収に着手した場合に知事への報告を求め、報告された情報を報道機関への資料提供や県のホームページへの掲載により公表することで、回収を促進し、回収品を県民が知らずに飲食することを防ぐことにつなげます。
対象となる食品等の範囲	・食品(食品衛生法第4条第1項)(すべての飲食物(薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除く)ただし、条例では、その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。) ・食品添加物(食品衛生法第4条第2項) ・器具(食品衛生法第4条第4項) ・食品の容器包装(食品衛生法第4条第5項)	・食品 ・添加物 ・食品等に係る容器包装	・食品 ・添加物 ・器具 ・容器包装	・食品(すべての飲食物(その原料又は材料として使用される農林水産物を含み、薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除く)) ・添加物(法第4条第2項規定) ・器具(法第4条第4項規定) ・容器包装(法第4条第5項規定) なお、乳幼児用おもちゃは、本制度の「食品等」に含まれません。
特定事業者(誰に報告を求めるか)	・食品等の製造者、輸入者、加工者 ・農林漁業者の組織する団体 ・商品に自社(自店)名等を冠する(プライベートブランド商品)販売者 ・製造者の製造所固有記号に係る販売者 ・消費者に食品として販売するため、農林漁業者との契約により栽培した農林水産物を当該農林漁業者から直接購入した販売者かつ、 ・県の区域内に事務所若しくは事業所又は食品等を製造し、輸入し、加工し、若しくは販売するための施設を有するもの	・営業者	・営業者(営業を営む人又は法人) ※営業とは、業として、食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること又は器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することをいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取業は、これを含まない。	・食品安全基本法に規定する「食品関連事業者」:農林漁業の生産資材、食品若しくは添加物または器具若しくは容器包装の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者 かつ ・県内に事務所その他の施設又は場所を有するもの ※場所とは、農林漁業の事業活動を行う田畑や、漁場等を含む
報告が義務づけられる回収事由	・食品衛生法の規定に違反する食品等(ただし、表示違反については、①消費期限または賞味期限の表示違反、②特定原材料(アレルギー)の表示違反、③保存の方法の表示違反のみ報告の対象) ・県民の健康への悪影響を未然に防止する観点から、報告が必要と認められる食品等として規則で定めるもの (適用除外) ・購入した消費者をすべて特定でき、かつ、当該消費者に当該自主的な回収に関する情報を伝達することができる場合 ・県民に販売されていないことが明らかな場合 ・自ら製造し、輸入し、又は加工した食品等を、当該食品等を製造し、輸入し、又は加工した施設又は場所において他の者を経ることなく直接販売した場合	(事業者が自主回収を行うもの) ・健康被害が発生するおそれがある場合 ・健康被害のおそれはないが、食品衛生法に抵触する場合 ・農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)に抵触する場合など	・食品衛生法に違反するもの ・健康への悪影響の未然防止の観点から回収するもの	・食品衛生法の規定に違反する食品等である場合(消費期限または賞味期限に係る表示、特定原材料に係る表示、保存方法に係る表示以外の表示の基準のみに違反する場合は除く) ・健康への悪影響を未然に防止する観点から報告が必要と認められる食品等
公表場所	岩手県のホームページ	宮城県のホームページ	山形県のホームページ	・茨城県保健福祉部生活衛生課食の安全対策室のホームページ「いばらき食の安全情報Web Site」 ・報道機関への資料提供
公表内容	ア 回収する食品等の商品名(名称) イ 回収する食品等を特定するための情報(形態、容量、消費期限、製造番号、表示事項等) ウ 食品等の出荷(販売)年月日、出荷先(販売店)及びその数量(出荷、販売先リスト等) エ 回収に着手した年月日 オ 生産等が行われた事業所の名称及び所在地 カ 回収の理由 キ 回収に至った原因 ク 回収方法及び問い合わせ先等 ケ 想定される健康への影響 コ 担当者所属部署及び担当者名 サ 備考 (※報告書への記載項目)	ア 自主回収対象食品の名称又は商品名 イ 自主回収対象食品を特定する情報(形態、容量、期限等の表示、製造番号等) ウ 自主回収対象食品の出荷(販売)年月日、出荷(販売)先及びその数量 エ 自主回収開始年月日 オ 製造、販売等が行われた営業所所在地及び名称 カ 自主回収の理由 キ 想定される健康への影響の有無とその内容 ク 自主回収の方法等 ケ 自主回収情報の周知方法及びその内容(他自治体での公表の可否を含む) コ 問い合わせ先 サ その他 (※報告書への記載項目)	ア 回収する食品等の商品名(名称) イ 回収する食品等を特定するための情報(形態、容量、消費期限、賞味期限、製造番号、表示事項等) ウ 食品等の出荷(販売)年月日、出荷先(販売店)及びその数量 エ 回収開始年月日 オ 製造等が行われた事業所の名称及び所在地 カ 回収の理由 キ 回収に至った原因 ク 回収の方法(回収方法、回収情報の周知方法、問合せ先、回収品の保管場所、回収終了予定年月日等) ケ 想定される健康への影響 コ 県ホームページでの公表の可否 サ 担当者所属部署及び担当者名 シ 備考 (※報告書への記載項目)	ア 回収する食品等の名称及び商品名 イ 回収する食品等を特定するための情報(形態、容量、消費期限、賞味期限、製造番号等) ウ 食品等の出荷(販売)年月日、出荷先(販売店)及びその数量 エ 回収に着手した年月日 オ 回収の理由 カ 回収に至った原因 キ 回収の方法等 ク 摂取し、又は使用することにより想定される健康への影響 ケ 食品の生産地又は食品等の製造等が行われた事業所の名称及び所在地 コ 担当者所属部署および担当者氏名
掲載期間	・自主回収着手報告書を受理したのち、速やかに掲載。 ・自主回収終了報告書を受理したのち、自主回収が終了した旨の情報を1か月間掲載。	・原則として、1ヶ月間掲載。	・必要に応じて公表。 ・自主回収終了の報告を受理後、削除。	・自主回収着手報告書を保健所が受理した後、速やかに掲載。 ・自主回収終了報告書を保健所が受理した日から14日間掲載。
回収終了報告書の記載項目	1 回収された食品等の商品名(名称) 2 回収終了年月日 3 回収された食品等の数量 4 回収に至った原因 5 再発防止のために講じた措置 6 回収された食品等の保管場所及び処分の方法 7 処分等を行う予定時期 8 担当者所属部署及び担当者名	1 自主回収対象食品等の名称及び商品名 2 自主回収開始年月日 3 自主回収終了年月日 4 自主回収数量 5 自主回収した食品等の措置 6 再発防止策の内容	1 回収した食品等の商品名(名称) 2 回収終了年月日 3 回収した食品等の数量 4 回収に至った原因 5 再発防止のために講じた措置 6 回収された食品等の保管場所及び処分等の方法 7 処分等を行う予定時期 8 担当者所属部署及び担当者名 9 備考	1 回収を終了した食品等の名称及び商品名 2 回収終了年月日 3 回収された食品等の数量 4 回収に至った原因 5 再発防止のために講じた措置 6 回収した食品等の保管場所及び処分等の方法 7 処分等を行う予定時期 8 担当部署及び担当者氏名
回収終了後の措置	保健所等が立ち会う等して確認を行う。			保健所が必要に応じて廃棄に立ち会う等、処分の確認を行う。
出典	http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=29825&ik=0&pnp=14	http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/kaishu.html	http://www.pref.yamagata.jp/ou/kankyo/energy/020071/01/copy_of_20130604.html	http://www.shoku.pref.ibaraki.jp/anshin_suis_hin_iorei/index.html#iishukaishu

	栃木県	千葉県	神奈川県	新潟県
自主回収報告を義務化している自治体	(食品等の自主回収情報公表制度)	(食品等の自主回収に関する情報提供を支援する事業)	●	(食品回収情報の提供支援事業実施要領)
制度の趣旨	健康被害等の危害防止や自主回収の促進を図るため	県が、食品関連事業者が行う消費者への自主回収に関する情報提供について、県ホームページを活用した支援を行い、食品等の安全・安心の確保のために食品関連事業者の自主的活動の促進を図ることを目的として定めるものである。	食品の安全性を確保することで県民の健康を保護することを実現するための仕組みとして創設したものです。	積極的に情報提供を行う環境を整えることにより、消費者の事業者に対する信頼感や食品に対する安心感を高めることを目的とする。
対象となる食品等の範囲	・食品等	・食品(すべての飲食物(その原料又は材料として使用される農林水産物を含み、薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。) ・添加物(食品衛生法第4条第2項) ・器具(食品衛生法第4条第4項) ・容器包装(食品衛生法第4条第5項)	・食品(法第4条第1項規定)(すべての飲食物(薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除く)) ・添加物(法第4条第2項規定) ・器具(法第4条第4項規定) ・容器包装(法第4条第5項規定) なお、乳幼児用おもちゃは、本制度の「食品等」の含まれません。	・食品(すべての飲食物(その原料又は材料として使用される農林水産物を含み、薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除く)) ・添加物(食品衛生法第4条第2項) ・器具(食品衛生法第4条第4項) ・容器包装(食品衛生法第4条第5項)
特定事業者(誰に報告を求めらるか)	・食品事業者	・県内に流通している食品等を取り扱う食品関連事業者(肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品等の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材又は食品等の生産、輸入又は販売その他事業活動を行う事業者)	県内に事務所または事業所を有し、かつ ・食品等の生産者、製造者、加工者、輸入者及びその組織する団体 ・製造者の製造所固有記号を当該製造者と連名で消費者庁長官に届け出た販売者 ・商品に自社(自店)名を冠する(プライベートブランド商品)販売者 のいずれかに該当する者	食品関連事業者(食品若しくは添加物、器具又は容器包装の生産、輸入、販売その他の事業活動を行う事業者)
報告が義務づけられる回収事由	(食品事業者が自主回収を行うもの) ・食品衛生法に違反するもの ・健康への悪影響の未然防止の観点から回収するもの ・その他	(食品関連事業者が自主回収を行うもの) ※次の内容による自主回収の場合は、厚生労働省へ報告する ①アレルギー物質に関する不適正表示 ②健康被害が拡大する恐れがある場合	(例外) ・回収品が県内に流通していないことが明らかである場合 ・県民に販売されていないことが明らかである場合 ・食品衛生法の規定に違反する事実があると思料されるが、それが、消費期限または賞味期限に係る表示、特定原材料に係る表示、保存方法に係る表示以外の表示の基準のみに違反すると思料される場合	(事業者が自主回収を行うもの)
公表場所	栃木県のホームページ「食の安全・安心インフォメーション」	千葉県のホームページ「食の安全・安心電子館」	・神奈川県のホームページ ・県保健福祉事務所の窓口	新潟県のホームページ「いがた食の安全インフォメーション」 ※アレルギー物質を含む食品の表示に関し、食品衛生法に違反し自主回収を行っている事例は、行政処分等の有無にかかわらず、消費者庁へ情報を提供する。
公表内容	ア 食品等自主回収着手報告書の受理年月日 イ 食品等の名称等(商品名や商品特定するための情報) ウ 自主回収の理由 エ 健康への影響 オ 届出事業者の名称及び所在地 カ 問い合わせ先等	ア 自主回収着手報告書の受理年月日 イ 食品等の名称等(自主回収対象食品等の商品名及び商品特定するための情報) ウ 自主回収の理由 エ 健康への影響 オ 届出事業者名及び所在地 カ 問い合わせ先 キ 返品方法	ア 特定事業者の住所、氏名 イ 回収の対象となる食品等の名称及び商品名 ウ その他回収の対象となる食品等を特定するために必要な事項(会場、容量、消費期限又は賞味期限、ロット番号、表示事項、製品の包装の写真等) エ 回収に着手した年月日 オ 回収の理由 カ 摂取し、又は使用することにより想定される健康への影響 キ 回収の方法(返品方法) ク 回収についての問い合わせ先(消費者からの問い合わせ先)	ア 回収製品名 イ 包装形態、ロット、期限表示、製造者等 ウ 事業者名 エ 回収開始年月日 オ 回収理由 カ 健康面への影響 キ 回収先 ク 問い合わせ先 ケ 回収方法 コ 情報掲載年月日 サ 管轄自治体名
掲載期間	・報告の翌日に掲載。 ・終了報告の14日経過後に情報を削除。	・自主回収着手報告書の受理後掲載。 ・自主回収終了報告書の受理後、14日後に削除。	・食品等自主回収着手報告書を県保健福祉事務所(市保健所等)が受理した後、速やかに掲載。 ・食品等自主回収終了報告書を県保健福祉事務所(市保健所等)が受理した日から14日を経過した日(その日が閉庁日の場合は直近の開庁日)まで掲載。	・自主回収着手報告書が提出され、その内容を確認した場合は、速やかに掲載。 ・掲載期間は原則として3か月とするが、①賞味期限から1か月経過したもの、②消費期限から1週間を経過したもの、③食品等の回収の終了が確認されたものについては、削除するものとする。
回収終了報告書の記載項目	1 回収された食品等の商品名(名称) 2 回収終了年月日 3 回収された食品等の数量 4 回収に至った原因 5 再発防止のために講じた措置 6 回収された食品等の保管場所及び処分等の方法 7 処分等を行う予定時期 8 担当者所属部署及び担当者名	1 回収された食品等の商品名(名称) 2 回収終了年月日 3 回収された食品等の数量 4 回収に至った原因 5 再発防止のために講じた措置 6 回収された食品等の保管場所及び処分等の方法 7 処分等を行う予定時期 8 担当者所属部署及び担当者名	1 回収した食品等の名称及び商品名 2 回収を終了した年月日 3 回収した食品等の数量 4 回収した食品等の保管場所 5 回収した食品等の処分の方法及び時期 6 再発防止のために講じた措置又は講じようとする措置の内容 7 回収についての問い合わせ先(消費者からの問い合わせ先) 8 備考	1 回収された食品等の商品名(名称) 2 回収終了年月日 3 回収された食品等の数量 4 回収に至った原因 5 再発防止のために講じた措置 6 回収された食品等の保管場所及び処分等の方法 7 処分等を行う予定時期 8 担当者所属部署及び担当者名
回収終了後の措置			県保健福祉事務所(市保健所等)が必要に応じて廃棄に立ち会う等、処分の確認を行う。	
出典	http://www.pref.tochigi.lg.jp/e07/life/shokuseikatsu/anzan/1248160850766.html	http://www.pref.chiba.lg.jp/eishi/kaishuu/index.html	http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7273/p19097.html	http://www.fureaikan.net/svokuinfo/topics/kaishu.html

	石川県	山梨県	長野県	岐阜県
自主回収報告を義務化している自治体	(食品等自主回収情報提供の支援制度)	●	●	●
制度の趣旨		県が自主回収の情報を的確に把握し、県民に対してその情報を適切に提供することで、健康への悪影響の未然防止や健康被害の拡大防止を図るとともに、食品の安全性に対する県民の信頼感をより一層高めていきたいと考えています。	条例で定める食品関連事業者が健康への悪影響の未然防止や拡大防止の観点から行う自主回収について、その着手時及び終了時の知事への報告を義務化し、その内容を県民に提供することで、県民の健康被害の未然防止及び拡大防止を図り、県内に流通する食品等の安全性を高めるとともに、食品等と食品関連事業者に対する県民の信頼感がより高まることを目指すものです。	食品の安全を確保するためには、行政による監視指導のみならず、事業者が自主的かつ速やかに違反食品等を市場から排除することが必要です。自主回収の着手について情報提供いただくことにより、事業者による自主回収の情報を的確に把握し、県民に対して適切に情報提供することで回収の実効性を高め、合わせて食品関係事業者と県民の間の信頼感を高めることができるものと考えます。
対象となる食品等の範囲	・飲食物(医薬品、医薬部外品を除く) ・食品添加物 ・容器 ・食品の包装容器	・食品(食品衛生法第4条第1項)(すべての飲食物(薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除く)) ・食品添加物(食品衛生法第4条第2項) ・器具(食品衛生法第4条第4項) ・容器包装(食品衛生法第4条第5項) 「乳幼児用おもちゃ」については、飲食の目的で摂取するものではないため、条例に基づく自主回収報告制度の対象としていません。	・食品(食品衛生法第4条第1項等)(すべての飲食物(薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。))とその原料又は材料として使用される農林水産物 ・食品添加物(食品衛生法第4条第2項) ・器具(食品衛生法第4条第4項) ・食品の容器包装(食品衛生法第4条第5項)	・食品 ・添加物 ・器具 ・容器包装 ・食品の原材料として使用される農林水産物
特定事業者(誰に報告を求めるか)	食品関係事業者	食品等の製造、輸入、加工又は販売の事業を行う者であって、県内に事務所、事業所その他その事業を行うための施設を有するもの	・農林水産物の生産・採取・販売者及びその団体 ・食品等の製造者、輸入者、加工者 ・製造者の製造所固有記号に係る販売者 ・商品に自社(自店)名を冠する販売者(プライベートブランド等) ・その他対象となる食品関連事業者(量販店等) のいずれかに当てはまり、かつ、 ・県内に本社又は生産等拠点(支社、営業所、出張所、連絡事務所、製造施設、小売店舗、卸売拠点、倉庫、ほ場(耕作地)、養殖場等)がある者	・食品等 ・肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材 これらを生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者であって、県内に事業所、事務所、施設又は場所を有する方
報告が義務づけられる回収事由	・食品衛生法に違反もしくはそのおそれがあり、その内容が健康に影響を及ぼすおそれがある食品等を自主回収する場合 ・健康への影響を未然に防止する観点から自主回収を行う場合	・食品衛生法の規定に違反する食品等を製造し、輸入し、加工し、又は販売したことを自ら発見し、自ら回収する場合 ただし、表示基準違反については、①消費期限の表示違反、②賞味期限の表示違反、③特定原材料(アレルギー物質)の表示違反、④保存の方法の表示違反のみ報告の対象 ・様々な状況から食品衛生法に違反しているおそれがあることを自ら発見し、人の健康への悪影響を未然に防止するために自ら回収する場合 (適用除外) ・消費者に販売されていないことが明らかな場合 ・自主回収に着手した食品等の販売の相手方の全てを特定し、かつ、当該相手方の全てに対し、当該食品等の自主回収に着手したことについて、直ちに知らせることができる場合 ・県内に流通していないことが明らかな場合	・食品衛生法又は違反が疑われるものを回収する場合(表示違反については、①消費期限又は賞味期限の表示違反、②特定原材料(アレルギー)の表示違反、③保存の方法の表示違反のみ) ・食品衛生法違反等に準ずる場合として、回収する場合 (適用除外) ・回収に着手した食品等の販売先が特定され、直ちに連絡できる場合 ・回収に着手した食品等が県民に販売されていないことが明らかな場合	・食品衛生法の規定に違反し、又は違反する疑いがあるもの(第19条(表示基準)に違反している場合であっても、健康被害につながらないと考えられる場合(製造所の住所表記の誤りなど)は、情報提供の対象から除外) ・人への健康への被害の拡大防止の観点から情報提供が必要と考えられる食品等
公表場所	石川県のホームページ	山梨県のホームページ	長野県のホームページ	・岐阜県のホームページ ・食品関連事業者を対象に、県庁からEメールで直接、食品の回収情報などを「食品緊急情報メール」として配信
公表内容	ア 回収製品名(名称) イ 包装形態、ロット、期限表示、製造者名等 ウ 回収開始年月日 エ 回収理由 オ 問い合わせ先 カ 回収方法 キ 情報掲載年月日 ク 健康への影響	ア 着手報告書受理年月日 イ 食品等の商品名(自主回収対象食品等の商品名及び商品特定するための情報) ウ 自主回収の理由 エ 想定される健康への影響 オ 特定事業者名及びその所在地 カ 回収方法 キ 問い合わせ先 ク その他公表が必要と認められる事項(適宜判断)	ア 回収する食品等の名称(商品名) イ 回収する食品等を特定する情報(形態、重量、容量、消費期限、賞味期限、製造番号、製造者等の表示の内容等) ウ 自主回収の報告をした事業者及びその所在地 エ 回収の理由 オ 回収する食品等を摂取し、又は使用した場合に想定される健康への影響 カ 回収に着手した年月日 キ 問い合わせ先 ク 回収の方法 ケ 管轄自治体 コ 当該品を食べることによる健康被害の程度(A,B,Cの3段階で情報提供)	ア 回収する食品等の商品名(名称) イ 回収する食品等を特定するための情報(形態、容量、消費期限、賞味期限、製造番号、表示事項等) ウ 着手報告受理年月日 エ 自主回収の理由 オ 想定される健康への影響 カ 届出事業者及び所在地 キ 問合せ先
掲載期間	・自主回収終了後10日程度で削除	・自主回収着手報告書を受理した後、速やかに掲載。 ・自主回収終了報告書を受理した後、自主回収が終了した旨の情報を1か月間掲載した後削除。	・自主回収着手報告書を保健福祉事務所(保健所)が受理した日又はその翌日から公表開始。 ・自主回収終了報告書を保健福祉事務所(保健所)が受理した日又はその翌日に公表終了。※ただし、公表終了日が県の休日の場合は、その翌開庁日。	・自主的な回収への着手について、情報提供を受けたら、速やかに公表。 ・自主的な回収の終了についての情報提供を受け、その内容が確認できた時点で速やかに削除。
回収終了報告書の記載項目		1 回収した食品等の商品名(名称) 2 回収を終了した年月日 3 回収した食品等の数量 4 回収するに至った経緯(回収する理由が生じた原因等) 5 再発防止のために講じた措置 6 回収した食品等の保管場所 7 処分等の方法 8 処分等を行う予定時期 9 連絡担当者の所属部署(名称及び所在地)及び氏名 10 備考	1 回収した食品等の名称(商品名) 2 回収を終了した期日 3 回収した食品等の数量 4 回収した食品等の保管場所 5 回収した食品等の処分等の方法及び予定期日 6 再発防止のために講じたこととした措置 7 問い合わせ先(連絡担当者の所属部署(名称及び所在地)、担当者) 8 備考(自主回収着手報告書の提出後に新たに判明した回収に至った原因、その他健康被害の発生の有無等を記載)	1 回収された食品等の商品名(名称) 2 回収終了年月日 3 回収された食品等の数量 4 回収に至った原因 5 再発防止のために講じた措置 6 回収された食品等の保管場所及び処分等の方法 7 処分等を行う予定時期 8 担当者所属部署及び担当者名
回収終了後の措置		・処理状況の確認 ・再発防止の指導		
出典	http://www.pref.ishikawa.lg.jp/yakui/syokuhin/iisyukaisvuiyouhou.html	http://www.pref.yamanashi.jp/shoku-portal/shokuhiniigyoku/kaishuhokoku.html	http://www.pref.nagano.lg.jp/eisei/syokuhin/jourei/syoku/iisyukaisvu.htm	http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/kurashi-chiikidukuri/syoku-anzen-anshin/shoku-iishu-kaishu

	静岡県	三重県	和歌山県	滋賀県
自主回収報告を義務化している自治体	●	●	(食品等自主回収情報に関する取扱要領)	●
制度の趣旨	(食品衛生法施行条例)	食品による健康への悪影響を未然に防止するためには、行政による監視指導だけでなく、事業者が自主的に違反食品等の排除に取り組むとともに、県が自主回収情報を県民に広く周知することにより、回収が促進される仕組みが必要です。このため、健康への悪影響の未然防止の観点から、県民への周知が必要な情報を県が可能な限り把握し、その内容を正確、迅速に提供するため、「自主回収の報告」の仕組みがつけられました。こうした仕組みを通じて、健康への悪影響の未然防止に向けた自主回収と情報提供が促進され、県民と食品関連事業者との信頼感がより高まることを期待しています。	食品衛生法第3条第1項の規定に基づき、事業者が行う措置についての把握に関する事務の取り扱いについて定め、自主回収情報を広く県民に周知することにより、健康被害の発生又は拡大を防止することを目的とする。	(滋賀県食の安全・安心推進条例の目的) 食の安全・安心の確保に関し、基本理念を定め、県および関係事業者の責務ならびに県民に役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項および必要な具体的施策に関する事項を定めることにより、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康の保護を図るとともに、より安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。
対象となる食品等の範囲	・食品 ・添加物 ・器具 ・容器包装 ・おもちゃ	・食品(食品衛生法第4条第1項)(すべての飲食物(薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除く)) ・食品添加物(食品衛生法第4条第2項) ・器具(食品衛生法第4条第4項) ・食品の容器包装(食品衛生法第4条第5項) ・食品の原料又は材料として使用される農林水産物 ※「乳幼児用おもちゃ」は「食品等」には含まれません。	・食品 ・添加物 ・器具 ・容器包装	・食品(すべての飲食物(薬事法第2条第1項に規定する医薬品および薬事法第2条第2項に規定する医薬部外品を除く)) ・添加物(食品衛生法第4条第2項) ・器具(食品衛生法第4条第4項) ・容器包装(食品衛生法第4条第5項) ・おもちゃ(食品衛生法第62条第1項)
特定事業者(誰に報告を求めらるか)	・営業者(営業を営む人又は法人) ※営業とは、業として、食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること又は器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することをいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取業は、これを含まない。	・農林水産物の生産者、生産者団体 ・食品等の製造者、輸入者、加工者 ・製造者固有記号にかかる販売者 ・商品に自社(自店)名を冠する(プライベートブランド商品)販売者のいずれかに当てはまる者かつ、 ・県の区域内に事業所、事務所その他の事業に係る施設または場所を有するもの (例外) 自ら生産、採取、製造、輸入、加工した食品等を、卸売を行うことなく、その施設または場所において、対面販売等により直接販売する事業者	・営業者(県内(和歌山市を除く)の施設において食品、添加物、器具、又は容器包装の製造、輸入、加工、調理又は販売を営む者)	・生産者(県内において、農作物の栽培、動物の飼養または魚介類の養殖およびこれらの行為に引き続き行う採取による食品の生産を行う者) ・食品等事業者(県内において、業として食品等の製造、加工、輸入、調理、運搬、販売等、採取その他の食品等の供給に係る活動(生産を除く)を行う者)
報告が義務づけられる回収事由		・食品衛生法に違反する食品等を自主回収する場合 (①消費期限・賞味期限の表示基準違反、②アレルギー表示基準違反、③保存方法の表示基準違反、以外の表示基準違反を除く) ・健康への悪影響の未然防止の観点から規則で定める食品等を自主回収する場合	(営業者が自主回収を行うもの) (公表の対象外) ・法違反又はそのおそれがあるが、健康を損なうおそれが考えられない場合 ・販売先が特定されており、個別に周知が図られている場合 ・回収する食品等を特定する情報が得られない場合	・食品衛生法違反(違反のおそれ) ・健康被害の発生(おそれ)
公表場所		三重県のホームページ「食の安全・安心ひろば」	和歌山県のホームページ「食の安全・安心わかやま」	滋賀県のホームページ
公表内容		ア 回収する食品等の商品名(名称) イ 回収する食品等を特定する情報(包装形態、内容量、賞味期限・消費期限、ロット番号、表示事項等) ウ 自主回収の理由 エ 想定される健康への影響 オ 回収方法 カ 問い合わせ先 キ 着手報告受理年月日 ク 特定事業者名及び所在地	ア 自主回収する食品等(以下「回収製品」という)の名称 イ 回収製品の特定に必要な情報(包装形態、容量、賞味期限等) ウ 自主回収を開始した年月日 エ 自主回収を行う理由及び回収方法 オ 想定される健康への影響 カ 回収製品に記載された製造者又は販売者の名称及び所在地 キ 問い合わせ先	(参考様式) ア 食品等の名称 イ 容器、包装の形態および内容量 ウ 生産、製造、輸入または販売者の名称(固有記号)およびその住所 エ 消費期限・賞味期限 オ 製造年月日、ロットNo.等製品の特定情報 カ 製造等または出荷数量、流通地域、販売店 キ 一般消費者等の問合せ窓口、連絡先 ク 報告(回収等)の理由 ケ 措置(回収等)の方法 コ 一般消費者への周知方法 サ 県ホームページ等での公表の可否 シ 報告担当者の氏名、所属部署、連絡先
掲載期間		・自主回収着手報告書を保健所等が受理した翌日に掲載。 ・自主回収終了報告書を保健所等が受理した翌日から起算して1週間経過後まで掲載。	・営業者から、県ホームページへの公表に同意した旨の報告を受けた場合に、自主回収情報を整理し、公表。 ・公表期間は、食品等による健康被害の発生状況等に応じて、公表した翌日から1ヶ月以内とする。	・情報を公表することが、食の安全・安心の確保に必要なと認められる場合、また、事業者が食品の安全性の確保のために必要と判断した場合、広く県民に周知する。
回収終了報告書の記載項目		1 回収された食品等の商品名(名称) 2 回収終了年月日 3 回収された食品等の数量 4 回収に至った原因 5 再発防止のために講じた措置 6 回収された食品等の保管場所、処分等の方法及び時期 7 担当者所属部署及び担当者名 8 備考	1 回収した食品等の商品名(名称) 2 回収終了年月日 3 回収された食品等の数量 4 回収に至った原因 5 再発防止のために講じた措置 6 回収された食品等の保管場所及び処分等の方法 7 処分等を行う予定時期 8 担当者所属部署及び担当者名 9 備考	(参考様式) 1 食品等の名称 2 回収終了年月日 3 回収結果(販売店等からの回収数量、消費者からの回収数量、回収品の保管場所など) 4 回収品の処分方法 5 報告者の氏名、所属部署、連絡先 6 備考
回収終了後の措置		処分の方法等について保健所等が確認を行う。		
出典	http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-520/syokuhin/syokuhin.html	http://www.pref.mie.lg.jp/SHOKUA/HP/jourei/index.htm	http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031600/15_kaishu/kaishu1.html	http://www.pref.shiga.lg.jp/e/shoku/01anzen/center/413kaisyu-gaiyo.html

	奈良県	大阪府	岡山県	島根県
自主回収報告を義務化している自治体		●	●	●
制度の趣旨	(奈良県食品衛生法施行条例)	事業者が自主的に違反食品等の回収を行うことを保健所に報告させ、その回収情報を府が府民に提供することにより、府民と事業者との信頼感がより高まることを期待しています。	(岡山県食の安全・安心確保及び食育の推進に関する条例の目的) 県民の生命及び健康に対する食の重要性にかんがみ、食品の安全性及び信頼性の確保並びに食育の推進に関し、基本理念を定め、県、食品関連事業者等の責務及び県民に役割を明らかにするとともに、県の施策の基本的な事項等を定めることにより、食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に展開し、もって県民の健康で豊かな生活の実現に寄与することを目的とする。	営業者が食品等の自主回収に着手した場合、その旨を県に報告し、県はその情報を把握したうえで営業者に対する必要な指導、関係する自治体への情報提供、県民への公表を行うことにより、回収を促進し、危害の発生を未然防止を図ることを目的とする。
対象となる食品等の範囲	・食品 ・添加物 ・器具 ・容器包装	・食品(すべての飲食物(薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除く)) ・食品添加物(食品衛生法第4条第2項の規定) ・器具(食品衛生法第4条第4項の規定) ・食品の容器包装(食品衛生法第4条第5項の規定)	・食品(すべての飲食物(その原料又は材料として使用される農林水産物を含み、薬事法第2条第1項に規定する医薬品及び同条第2項に規定する医薬部外品を除く)) ・添加物(食品衛生法第4条第2項) ・器具(食品衛生法第4条第4項) ・容器包装(食品衛生法第4条第5項)	・食品(食品衛生法第4条第1項) ・添加物(食品衛生法第4条第2項) ・器具(食品衛生法第4条第4項) ・容器包装(食品衛生法第4条第5項)
特定事業者(誰に報告を求めるか)	・営業者(営業を営む人又は法人) ※営業とは、業として、食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること又は器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することをいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取業は、これに含まない。	・食品等の製造者、輸入者、加工者及びその団体 ・製造者の製造所固有記号に係る販売者 ・商品に自社(自店)名を冠する(プライベートブランド商品)販売者 ・農林水産物の生産者及びその団体のいずれかに当てはまり、かつ、 ・府内に事業所または事務所を有するもの (適用しない業態) 自ら生産し、または輸入した食品等を、卸売を行うことなく、その施設又は場所において対面販売等により直接府民に販売する事業者	県内に食品等(業務用は除く。)を流通させている食品関連事業者 ※食品事業者とは、食品安全基本法第8条第1項に規定する肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材、食品若しくは添加物又は器具若しくは容器包装の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者	県内で製造等(製造、加工、輸入又は販売)を行う者であり、出荷先又は販売先が県外に及ぶものを含む
報告が義務づけられる回収事由	・食品衛生法に違反するもの ・健康への悪影響の未然防止の観点から回収するもの	・食品衛生法の規定に違反し、又は違反する疑いがある食品等の自主回収 (例外) ・府の区域内に流通していないことが明らかなる場合 ・府民に販売されていないことが明らかなる場合	・食品衛生法に違反する場合 ・食品等による健康被害が現に生じている場合であって、同様の被害の原因となるおそれがある場合 ・行政処分の対象となった食品等と類似のものであって、同様の違反のおそれがある場合	・食品衛生法に違反するもの(表示違反は、健康被害に影響のあるものが報告の対象) ・健康への悪影響が想定されるもの
公表場所		大阪府のホームページ	岡山県のホームページ	島根県のホームページ「食の安全安心情報」
公表内容	ア 回収する食品等の商品名(名称) イ 回収する食品等を特定する情報 ウ 食品等の出荷(販売)年月日、出荷先(販売店)及びその数量 エ 回収を開始した年月日 オ 製造等が行われた事業所の名称及び所在地 カ 回収の理由 キ 回収に至った原因 ク 回収方法(回収方法、回収情報の周知方法、問い合わせ先、回収品の保管場所、回収終了予定等) ケ 想定される健康への影響 コ 担当者所属部署及び担当者名 サ 備考 (※報告書への記載項目)	ア 着手報告受理年月日 イ 食品名等(自主回収対象食品等の商品名及び商品等を特定するための情報) ウ 自主回収の理由 エ 想定される健康への影響 オ 特定事業者名及びその所在地 カ 回収方法及び問合せ先	ア 回収する食品等の名称及び商品名 イ 回収する食品等を特定する情報(形態、容量、期限等の表示、製造番号等) ウ 食品等の出荷(販売)年月日、出荷先(販売)先及びその数量 エ 回収に着手した年月日 オ 生産、製造等が行われた事業所の名称及び所在地 カ 回収の理由 キ 回収が必要となった原因 ク 回収の方法等(回収の方法、回収を行う旨を周知する方法、問い合わせ先、回収した食品等の保管場所、終了予定年月日等) ケ 想定される人の健康への影響 コ 担当者氏名及び所属部署 サ 備考	ア 回収する食品等の商品名(名称) イ 回収する食品等を特定する情報(形態、容量、消費期限又は賞味期限、ロット番号等) ウ 食品等の出荷又は販売年月日、出荷先又は販売先、数量 エ 回収を開始した年月日 オ 製造等が行われた事業所の名称及び所在地 カ 回収の理由 キ 回収に至った原因 ク 回収方法(回収方法、回収情報の周知方法、問い合わせ先、回収品の保管場所、回収終了予定等) ケ 県ホームページでの公表の可否 コ 想定される健康への影響 サ 担当者所属部署及び担当者名 シ 備考 (※報告書への記載項目)
掲載期間		・自主回収着手報告書を受理したら、速やかに掲載。 ・自主回収終了報告書を受理したら、速やかに削除。	人の健康への悪影響の発生を防止する観点から公表が必要と認められる場合に公表	・営業者の同意が得られた場合は、自主回収情報についてホームページにて公表することができる。 ・公表は、自主回収終了報告書が提出されるまでの期間とする。
回収終了報告書の記載項目	1 回収された食品等の商品名(名称) 2 回収終了年月日 3 回収された食品等の数量 4 回収に至った原因 5 再発防止のために講じた措置 6 回収された食品等の保管場所及び処分等の方法 7 処分等を行う予定時期 8 担当者所属部署及び担当者名	1 回収された食品等の商品名(名称) 2 回収終了年月日 3 回収された食品等の数量 4 回収に至った原因 5 再発防止のために講じた措置 6 回収された食品等の保管場所及び処分等の方法 7 処分等を行う予定時期 8 担当者所属部署及び担当者名	1 回収した食品等の名称及び商品名 2 回収終了年月日 3 回収した食品等の数量 4 回収が必要となった原因 5 再発防止のために講じた措置 6 回収した食品等の保管場所及び処分の方法 7 処分予定時期 8 担当者氏名及び所属部署 9 備考	1 回収された食品等の商品名(名称) 2 回収終了年月日 3 回収された食品等の数量 4 回収に至った原因 5 再発防止のために講じた措置 6 回収された食品等の保管場所及び処分等の方法 7 廃棄処分等を行う実施時期 8 担当者所属部署及び担当者名
回収終了後の措置		府内において指直を行う場合には、保健所等が立ち会う等して確認を行う。府外に集められた場合には伝票・証明書等でその旨を確認する		
出典	http://www.pref.nara.jp/10723.htm	http://www.pref.osaka.jp/shokuhin/iisyukaisyu/iishukaishu.html	http://www.pref.okayama.jp/page/detail-3075.html	http://www.pref.shimane.lg.jp/life/syoku/anken/eisei/syokuhin-iisyukaisyu.html

	広島県	山口県	徳島県	香川県
自主回収報告を義務化している自治体	●	●	●	
制度の趣旨	(食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例)	自主回収情報を迅速に収集し適切に公表していくことで、食品による健康被害を未然に防止し、迅速な回収を促進することを目的とした制度です。	(徳島県食の安全安心推進条例の目的) 食の安全安心の確保に関し、基本理念を定め、並びに県及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、基本的な施策並びに食品の安全性及び信頼性の確保のための具体的な施策等を定めることにより、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康の保護及び県民が安心して営むことができる食生活の確保並びに消費者に信頼される安全で安心な食品の生産及び供給に資することを目的とする。	(食品衛生法施行条例)
対象となる食品等の範囲	・食品 ・添加物 ・器具 ・容器包装 ・乳幼児用おもちゃ	・食品(すべての飲食物(薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除く)) ・添加物(食品衛生法第4条第2項) ・器具(食品衛生法第4条第4項) ・容器包装(食品衛生法第4条第5項)	・食品(すべての飲食物(その原料又は材料として使用される農林水産物を含み、薬事法第2条第1項に規定する医薬品及び同条第2項に規定する医薬部外品を除く)) ・添加物(食品衛生法第4条第2項) ・器具(食品衛生法第4条第4項) ・容器包装(食品衛生法第4条第5項)	販売食品等 ・食品 ・添加物 ・器具 ・容器包装
特定事業者(誰に報告を求めらるか)	営業者(営業を営む人又は法人) ※営業とは、業として、食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること又は器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することをいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取業は、これを含まない。	県内に事業所または事務所がある食品関連事業者 ・食品等の製造者、輸入者、加工者及びその団体 ・製造者の製造所固有記号に係る記号 ・商品に自社(自店)名を冠する販売者(プライベートブランド商品) ・農林水産物の生産者及びその団体など	生産資材、食品若しくは添加物又は器具若しくは容器包装の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者 (適用外) 自ら生産、採取、製造、輸入又は加工を行った食品を、当該食品を生産し、採取し、製造し、輸入し、若しくは加工した施設又は場所において、他の者を経ることなく直接消費者に販売することを主として営む者	営業者(営業を営む人又は法人) ※営業とは、業として、食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること又は器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することをいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取業は、これを含まない。
報告が義務づけられる回収事由	・食品衛生法に違反するもの ・健康への悪影響の未然防止の観点から回収するもの	・食品衛生法違反またはそのおそれがある食品を自主的に回収する場合 (例外) ・食品表示の違反の場合(保存方法、期限表示、アレルギー物質を含む旨以外の表示違反) ・地域限定商品など、山口県内に流通していないことが明らかな場合 ・出荷した商品が店頭で陳列される前の場合など、消費者に販売されていないことが明らかな場合 ・自ら生産し、または輸入した食品を卸売をすることなく直接消費者に販売する場合	・食品衛生法第11条第1項又は第3項の規定に違反するもの ・農薬取締法第11条の規定に違反するもの ・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令第2条第1項第1号の規定に違反するもの ・薬事法第83条の3の規定に違反するもの ・健康への悪影響を未然に防止する観点から規則で定めるもの (適用外) ・県の区域内に流通していないことが明らかな場合 ・消費者に販売されていないことが明らかな場合	(営業者が自主回収を行うもの)
公表場所	広島県のホームページ	山口県のホームページ	徳島県のホームページ	香川県のホームページ
公表内容	ア 回収する食品等の商品名(名称) イ 回収する食品等を特定する情報(形態、容量、消費期限、賞味期限、製造番号、表示事項等) ウ 食品等の出荷(販売)年月日、出荷先(販売店)及びその数量 エ 回収を開始した年月日 オ 製造等が行われた事業所の名称及び所在地 カ 回収の理由 キ 回収に至った原因 ク 回収方法(回収方法、回収情報の周知方法、問合せ先、回収品の保管場所、回収終了予定等) ケ 想定される健康への影響 コ 担当者所属部署及び担当者名・連絡先 サ 広島県ホームページへの掲載 シ 他自治体ホームページへの掲載 ス 備考	ア 回収する食品の名称 イ 回収する食品を特定するための情報(形態、容量、期限表示、製造番号等) ウ 生産、輸入又は販売を行った事業所 エ 出荷(販売)年月日 オ 出荷先(販売を行った店舗)及び数量 カ 回収に着手した年月日 キ 回収の方法 ク 違反し、又は違反したおそれがある食品衛生法の規定 ケ 食品衛生法の規定に違反し、又は違反したおそれがある事実及びその発生の原因 コ 想定される健康への影響 サ 回収を行う事務所又は事業所 (※報告書への記載項目)	ア 回収する食品の商品名(名称) イ 回収する食品を特定する情報(包装形態、内容量、消費期限、賞味期限、製造番号、表示事項等) ウ 食品の出荷(販売)年月日、出荷先(販売店)及びその数量 エ 回収を開始した年月日 オ 生産等が行われた事業所の名称及び所在地 カ 回収を行う理由 キ 回収に至った原因 ク 回収方法等(回収方法、回収情報の周知方法、問い合わせ先、回収品の保管場所、回収終了予定時期等) ケ 想定される健康への影響 コ 担当者所属部署及び担当者名 サ 備考 (※報告書への記載項目)	ア 製品の名称 イ 容器、包装の形態および内容量 ウ 製造所および販売者の名称(固有記号)、住所 エ 消費期限・賞味期限 オ 製造年月日、ロットNo.等製品の特定情報 カ 製造または出荷数量、流通地域、販売店 キ 一般消費者等の問合せ窓口、連絡先 ク 回収の理由 ケ 予想される健康への影響 コ 回収方法(販売店等からの回収方法、消費者からの回収方法、回収品の保管場所、回収終了予定時期など) サ 一般消費者への周知方法 シ 回収報告の担当者、所属部署、連絡先 ス 備考 (※報告書への記載項目)
掲載期間		・自主回収終了報告書を提出していただき、内容を確認してから、終了した旨を1週間掲載した後に削除。	・自主回収着手報告書を受けたときは、速やかに情報を提供する	
回収終了報告書の記載項目		1 回収に着手した旨の報告をした年月日 2 回収した食品の名称 3 回収の措置を終了した年月日 4 回収した食品の数量 5 食品衛生法の規定に違反し、又は違反したおそれがある事実及びその発生の原因 6 回収した食品の保管場所及び処分、利用等の方法 7 処分、利用等の予定年月日 8 回収を行った事務所又は事業所	1 回収した食品の商品名(名称) 2 回収終了年月日 3 回収された食品の数量 4 回収に至った原因 5 再発防止のために講じた措置 6 回収された食品の保管場所及び処分等の方法 7 処分等を行う予定時期 8 担当者所属部署及び担当者名	1 製品の名称 2 回収終了年月日 3 回収結果(販売店等からの回収数量、消費者からの回収数量、回収品の保管場所など) 4 回収品の処分方法 5 担当者の所属部署、氏名、連絡先 6 備考
回収終了後の措置				
出典	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/58/1225417525241.html	http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15300/kaishu/houkokuseido.html	http://anshin.pref.tokushima.jp/bunya/syoku/	http://www.pref.kagawa.lg.jp/eisei/syoku/uanzen/kaisyu.shtml

	愛媛県	大分県	宮崎県	鹿児島県
自主回収報告を義務化している自治体	●	●	(食品等の自主回収に関する取扱い要綱)	●
制度の趣旨	食品関連事業者が自主的に行う食品等の回収の内容について、県の機関(保健所等)へ報告し、当情報を県が県民へ広く提供することにより、回収が促進され、県民と事業者との信頼感がより高まることを期待しています。	(大分県食の安全・安心推進条例の目的)食品等の安全性及び信頼性の確保に関し、基本理念を定め、並びに県及び生産者・事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、食の安全・安心の確保のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康の保護及び食生活の向上に寄与することを目的とする。	営業者が消費者の健康に影響を及ぼす恐れのある食品等の自主回収を行うにあたり、その施設の所在地を管轄する保健所の長に報告し、保健所長は、その営業者に対して、必要な指導、助言及び支援を行うことにより、食品等に起因する健康への悪影響の発生又は拡大を防止することを目的とする。	県民をはじめとする消費者が、自主回収の情報をいち早く知ること、食品等による健康への危被害拡大の未然防止につながります。自主回収の情報が正確に広く伝わることによって、食品等の迅速な回収が可能となります。県民と自主回収を行っている食品関係の事業者との信頼関係がより深まることを期待されます。
対象となる食品等の範囲	・食品(すべての飲食物(薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除き、その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。) ・添加物(食品衛生法第4条第2項に規定) ・器具(食品衛生法第4条第4項に規定) ・容器包装(食品衛生法第4条第5項に規定)	・食品(すべての飲食物(薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除く) ・添加物(食品衛生法第4条第2項) ・器具(食品衛生法第4条第4項) ・容器包装(食品衛生法第4条第5項) ・食品の原料又は材料として使用される農林水産物	食品衛生法第4条に規定する ・食品 ・添加物 ・器具 ・容器包装	食品衛生法第4条に規定するもの ・すべての飲食物(医薬品及び医薬部外品を除く) ・食品添加物 ・器具 ・食品の容器包装
特定事業者(誰に報告を求めるか)	・農林水産物の生産・採取・販売者及びその団体 ・食品等の製造者、輸入者、加工者及びその団体 ・製造者の製造所固有記号に係る販売者 ・商品に自社(自店)名を冠する販売者(プライベートブランド等) ・その他対象となる事業者 に該当する、 県内に本社又は生産等拠点(支社、営業所、出張所、連絡事務所、製造施設、小売店舗、卸売拠点、倉庫、ほ場(耕作地)、養殖場等)のある方	食品関連事業者(食品安全基本法第8条第1項(肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材、食品若しくは添加物又は器具若しくは容器包装の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者)) であって、 県内に事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所を有するもの	営業者(県内の施設において食品等の製造、加工、調理、販売等を営む人または法人)	県内に事業所、事務所その他の事業用施設または場所を有する特定事業者 ・食品等の製造者、輸入者、加工者 ・製造所固有記号で表示した販売者、プライベートブランド商品の販売者 ・農林水産物の生産者、生産団体 (適用外) 自ら生産、製造、輸入又は加工をした食品等を、当該食品等の生産、製造、輸入又は加工をした施設又は場所において、他のものを経ることなく直接消費者に販売することを主として営むもの
報告が義務づけられる回収事由	以下①～⑨の食品関連法令に違反又はそのおそれがあり、商品が不特定多数の県民へ販売され、県民に対し、新聞、テレビ、インターネットなど公共的な媒体による告知により広く回収を呼びかける場合 ①食品衛生法、②健康増進法、③農薬取締法、④農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、 ⑤資料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律、 ⑥薬事法(動物用医薬品に関するものに限る。)、 ⑦不当景品類及び不当表示防止法、⑧計量法、 ⑨米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律 (例外) ・当該食品等が県内に流通していない場合 ・当該食品等が県民(食品関連事業者を除く)に販売されていないことが明らかな場合 ・販売先が特定されており、特段の周知を行わなくても全製品の回収が可能な場合 ・食の安全安心と何ら関係のない理由による自主	・食品衛生法第11条の規定に違反するもの ・農薬取締法第11条の規定に違反するもの ・薬事法第83条の3の規定に違反するもの ・健康への悪影響の未然防止の観点から回収するもの	・食品衛生法に違反するもの ・その他、健康への悪影響の未然防止の観点から回収するもの	・食品衛生法に違反する場合 ・人の健康への悪影響が発生するおそれがある場合 (適用外) ・自社店内で製造した食品をその店頭で販売し回収する等、直接消費者に販売する場合 ・購入者が把握できる通信販売や宅配等、販売先が特定されて、かつ直ちに連絡できる場合 ・販売店に並ぶ前に回収を決定する等、消費者に販売されていない場合 など
公表場所	愛媛県のホームページ	大分県のホームページ	宮崎県のホームページ	鹿児島県のホームページ
公表内容	ア 着手報告書受理年月日 イ 報告者氏名及び住所 ウ 回収する食品等の商品名(名称) エ 回収する食品等を特定する情報 オ 回収方法等 カ 回収理由 キ 想定される健康への影響	ア 回収する食品等の商品名(名称) イ 回収する食品等を特定する情報(形態、容量、消費期限、賞味期限、製造番号、表示事項等) ウ 食品等の出荷(販売)年月日、出荷先(販売店)及びその数量 エ 回収を開始した年月日 オ 製造等が行われた事業所の名称及び所在地 カ 回収の理由 キ 回収に至った原因 ク 回収方法(回収方法、回収情報の周知方法、問い合わせ先、回収品の保管場所、回収終了予定等) ケ 想定される健康への影響 コ 担当者所属部署及び担当者名 サ 備考 (※報告書への記載項目)	ア 「自主回収着手報告書」の受理年月日 イ 「自主回収着手報告書」を提出した営業者の名称及び所在地 ウ 回収する食品等を特定する情報(商品名、包装形態、期限表示及びロット等) エ 回収の理由 オ 想定される健康への影響 カ 返品(回収)方法 キ その他必要な情報	ア 着手報告書の受理年月日 イ 食品等の商品名等(名称、形態、容量、賞味(消費)期限、製造番号等) ウ 回収の理由 エ 想定される健康への影響 オ 特定事業者名及びその所在地 カ 回収の方法 キ 問い合わせ先
掲載期間	・自主回収着手報告書を受領後、速やかに掲載。 ・自主回収終了報告書を受領後、掲載内容を削除。	・自主回収着手報告書を受けたときは、速やかに情報提供する。	必要に応じて掲載。 ・自主回収着手報告書を受領してから7日間(又は自主回収が終了するまで)を原則とする。 ただし、掲載期間以内に回収が終了しない場合等必要と認める場合は公表期間を延長することができる。	・自主回収着手報告書を保健所が受理した後、速やかに掲載。 ・自主回収終了報告書を保健所が受理した日から14日間掲載。
回収終了報告書の記載項目	1 回収した食品等の商品名(名称) 2 回収を終了した年月日 3 回収した食品等の数量 4 回収に至った原因 5 再発防止のために講じた措置 6 回収した食品等の保管場所及び処分等の方法 7 処分等を行う予定時期 8 担当者所属部署、氏名、電話番号	1 回収する食品等の商品名(名称) 2 回収終了年月日 3 回収された食品等の数量 4 回収に至った原因 5 再発防止のために講じた措置 6 回収された食品等の保管場所及び処分等の方法 7 処分等を行う予定時期 8 担当者所属部署及び担当者名	1 回収する食品等の商品名(名称) 2 回収終了年月日 3 回収された食品等の数量 4 回収に至った原因 5 再発防止のために講じた措置 6 回収された食品等の保管場所及び処分等の方法 7 処分等を行う予定時期 8 担当者所属部署及び担当者名 9 備考	1 回収をした食品等の商品名(名称) 2 回収の終了年月日 3 回収をした食品等の数量 4 回収に至った原因 5 再発防止のために講じた措置 6 回収をした食品等の保管場所及び処分等の方法 7 処分等を行う予定時期 8 担当者所属部署及び担当者名
回収終了後の措置				
出典	http://www.pref.ehime.jp/h25300/4793/jvoure-i-suisinkeikaku/iishukaishuu.html	http://www.pref.oita.jp/site/suishin	http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/fukushi/eisei/shokuhin_eisei/page00195.html	http://www.pref.kagoshima.jp/ae09/kenko-fukushi/vakui-eisei/syokuhin/iisyukaisyuu/syokuhintounozisyukaisyuuhoukokuseido.html

	沖縄県	さいたま市	宇都宮市	前橋市
自主回収報告を義務化している自治体	●	●	●	(食品等回収情報提供システム)
制度の趣旨	(沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例) 食品の安全性及び食品に対する安心感の確保に関し、基本理念を定め、県及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、基本的施策その他必要な事項を定めることにより、食品の安全安心の確保に関する施策を総合的に推進し、もって県民が健康で安心できる生活の確保に寄与することを目的とする。	(さいたま市食品衛生法施行条例)	(宇都宮市食品安全条例の目的) 食品安全基本法、食品衛生法、その他法令で定めるもののほか、食品の安全の確保について必要な事項を定めることにより、市民の健康の保護を図ることを目的とする。	健康に悪影響を及ぼすおそれのある食品等の回収情報について、市民に対し広く情報提供(公開)するとともに、自ら回収等の対応に取り組み事業者への側面支援として、市ホームページを活用した情報提供の場を創設することにより、当該食品等の早期回収を促進し、健康への悪影響を未然に防止することを目的として運用する。
対象となる食品等の範囲	・食品(すべての飲食物(薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除く)。その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。) ・添加物(食品衛生法第4条第2項に規定) ・器具(食品衛生法第4条第4項に規定) ・容器包装(食品衛生法第4条第5項に規定)	・食品 ・添加物 ・器具 ・容器包装 ・おもちゃ(食品衛生法第62条第1項)	・食品(すべての飲食物(薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除く)) ・添加物(食品衛生法第4条第2項) ・器具(食品衛生法第4条第4項) ・容器包装(食品衛生法第4条第5項) ・食品の原料又は材料として使用される農林水産物	・食品(すべての飲食物。ただし、薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除く) ・添加物(食品衛生法第4条第2項に規定) ・器具(食品衛生法第4条第4項に規定) ・容器包装(食品衛生法第4条第5項に規定)
特定事業者(誰に報告を求めるか)	食品関連事業者(食品等の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者)	営業者(営業を営む人又は法人) ※営業とは、業として、食品若しくは添加物を取り、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること又は器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することをいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取業は、これに含まない。	事業者(食品等を生産し、採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、又は販売することを営む者、学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する者及び生産資材を製造し、輸入し、又は販売することを営む者) かつ、本市の区域内で生産し、製造し、加工し、又は販売するもの	・製造者又は加工者(輸入品にあっては、輸入業者) ・表示上の販売者 ・当該食品の回収を主体となつて行う者
報告が義務づけられる回収事由	・安全性に問題がある食品 ・表示内容が不適切な食品 ・その他(食品関連事業者が定めた自主規格や自主基準を逸脱していることが判明したため、回収や廃棄の必要があると食品関連事業者が判断した食品)	・食品衛生法に違反する食品等に関する情報(自主検査等において、食品衛生法に適合しない事由が認められ、当該品が流通している場合の自主回収情報など)	・食品衛生法に違反するもの ・健康への悪影響の未然防止の観点から回収するもの (適用外) ・自主回収の対象となる食品等が宇都宮市内に流通していない場合 ・市民に販売されていないことが明らかな場合 ・単発的にカビが生えたため陳列からははずす場合	・食品衛生法に違反もしくはそのおそれのある食品等を自主回収する場合(ただし、食品衛生法第19条第2項の規定に違反(表示基準違反)もしくはそのおそれがあることを理由とする自主回収の場合は、次に該当するときに限る。 ①アレルギー原因物質、アスパルテーム(L-フェニルアラニン化合物)の表示が欠落した食品等、 ②賞味期限又は消費期限を本来の設定より長く表示していた食品等及び期限表示の欠落や印字不良の食品等、 ③保存基準の定められている食品等の保存方法の表示を本来の設定より高い温度で表示してしまった食品等) ・健康への悪影響を未然に防止する観点から、食品等を自主回収する場合
公表場所	沖縄県のホームページ	さいたま市のホームページ	宇都宮市のホームページ	前橋市のホームページ
公表内容	ア 回収対象商品 イ 報告受理年月日 ウ 回収の理由 エ 回収対象商品の製造日、販売量、販売先など オ 回収状況(廃棄・返品数量) カ 報告者氏名及び所在地 キ 問合せ先(回収担当部署の連絡先)	ア 回収対象食品等の名称 イ 回収対象食品等を特定する情報(容器包装の形態、内容量、製造年月日、ロット番号等) ウ 製造所または販売者の名称(固有記号)、所在地 エ 消費期限・賞味期限 オ 販売先、販売年月日、販売数量 カ 回収を開始した年月日 キ 回収の理由、回収に至った原因 ク 予想される健康への影響 ケ 回収方法(販売店及び消費者からの回収方法、回収した食品等の保管場所、処理方法、回収から処理までの予定日時、期間等) コ 一般消費者への周知方法 サ 回収報告の担当者、所属部署、連絡先 シ 備考 (※報告書への記載項目)	ア 回収する食品等の商品名(名称) イ 回収する食品等を特定する情報(形態、容量、消費期限、賞味期限、製造番号、表示事項等) ウ 食品等の出荷(販売)年月日、出荷先(販売店)及びその数量 エ 回収を開始した年月日 オ 製造等が行われた事業所の名称及び所在地 カ 回収の理由 キ 回収に至った原因 ク 回収方法(回収方法、回収情報の周知方法、問い合わせ先、回収品の保管場所、回収終了予定等) ケ 想定される健康への影響 コ 担当者所属部署及び担当者名 サ 備考 (※報告書への記載項目)	ア 回収製品(食品等)名 イ 製造者名、加工者名、輸入業者名、販売者名、包装形態、ロット等の当該食品等を特定できる情報 ウ 消費期限、賞味期限 エ 回収実施事業者名 オ 問い合わせ先 カ 回収開始年月日 キ 回収理由 ク 採取方法 ケ 健康面への影響(原則として、市内対象業者が行う回収に係る情報に限る) コ 管轄自治体名 サ 情報掲載年月日 シ その他、必要な情報
掲載期間	・県民に対し、周知する必要があるときは、公表する。		・当該自主回収に係る食品等により、人の健康が損なわれ、又は消費者の信頼が著しく損なわれるおそれがあると認めるときは、その旨を告示する。	事業者の意思に基づき掲載。 原則として、回収開始日から3か月間。 ただし、 ①賞味期限から1か月経過したもの ②消費期限から1週間を経過したもの ③食品等の回収終了が確認されたものについては、3か月を待たずに削除できる。
回収終了報告書の記載項目		1 回収対象食品等の名称 2 回収終了年月日 3 回収された食品等の数量 4 回収の理由 5 回収に至った原因 6 再発防止のために講じた措置 7 回収された食品等の保管場所及び処分等の方法 8 処分等を行う時期 9 回収報告の担当者、所属部署、連絡先 10 備考	1 回収された食品等の商品名(名称) 2 回収終了年月日 3 回収された食品等の数量 4 回収に至った原因 5 再発防止のために講じた措置 6 回収された食品等の保管場所及び処分等の方法 7 処分等を行う予定時期 8 担当者所属部署及び担当者名	1 回収された食品等の商品名(名称) 2 回収終了年月日 3 回収された食品等の数量 4 回収に至った原因 5 再発防止のために講じた措置 6 回収された食品等の保管場所及び処分等の方法 7 処分等を行う予定時期 8 担当部署、担当者氏名及び電話番号
回収終了後の措置				
出典	http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seikatsueisei/syokuhin_nyuniku/syokuhineisei_anzen_top.html	http://www.city.saitama.jp/www/contents/1217827506935/index.html	http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/eisei/12125/008273.html	http://www.city.mabashi.gunma.jp/kurashi/42/141/393/p003950.html